

## 業務委託仕様書

### 1 業務案件名

大阪市デジタル基盤整備方針作成支援等業務委託

### 2 調達案件の概要

#### 2.1 背景・目的

大阪市(以下「本市」という。)では、平成 28 年度より市長直轄組織となる ICT 戦略室を設置するなど、他都市に先駆けてデジタルを活用した取組を積極的に進めており、令和4年度にはデジタル統括室に名称を変更するとともに、「大阪市 DX 戦略」及び「DX 戦略アクションプラン」を取りまとめ令和 5 年 4 月に公表を行ったところである。「大阪市 DX 戦略」では本市で生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ(Well being)を実感できる都市へと成長・発展させることを目指し、「Re-Design おおさか」を合言葉に「サービス DX」「都市・まち DX」「行政 DX」の3方向から取組みを進めており、実際に「バックオフィス DX」や「保健師活動 DX」等といった具体的なプロジェクトが進められている(詳細は「大阪市 DX 戦略」及び「DX 戦略アクションプラン」を参照)。

本市ではこれまで、「住民情報を取り扱う業務システムや内部情報を取り扱う業務システムを稼働させるインフラ」及び「LGWAN、インターネット、メールやファイルサーバ等を利用するためのインフラ」として、大阪市デジタル基盤の構築・運用を長年行ってきた。その結果、現在ほとんどの職員は、本デジタル基盤が提供するネットワーク・端末・サービスを用いて日々の業務を行っており、今後の本市DXの取組みにおいても、本デジタル基盤を活用して実現していくこととなる。しかしながら、現行の大阪市デジタル基盤は、境界型セキュリティなどの旧来の考え方を基本として構築されており、「インターネット上のオープンかつパブリックなサービスの活用」及び「サイバー攻撃の多様化、高度化への対応」という観点に十分な対応が行えていないほか、これまで長年行ってきた様々な機能追加の結果、デジタル基盤そのものが複雑化しており、利便性の悪化、運用負荷の増大等の課題を抱えていることから、これら課題への対応が必要となっている。加えて、現在、国においては「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき「国・地方ネットワークの将来像」について検討が進められており、今後自治体のデジタル環境については大きな変化が予想される。また、生成 AI の登場は社会のさまざまな側面に大きな影響を与えたが、デジタルの進化のスピードは年々早くなっており、今後も生成 AI のような革新的な技術が発生する可能性は当然考えられ、自治体としてもこれら技術の利活用についてスピード感を持って対応していくことが求められている。

このような背景を踏まえ、本市では、ゼロトラストセキュリティなどの最新テクノロジーを活用し、現行デジタル基盤を「利便性とセキュリティが高いレベルで両立されたデジタル基盤」へとアップデートしていく必要があると考えており、方針の検討を進めているところであ

る(図1参照)。

本業務は、ネットワークおよび情報システムに関する高度で専門的な知識に基づき、現行デジタル基盤のアップデートの指針となる大阪市デジタル基盤整備方針及び整備方針管理運営プロセスの作成等を実施することを目的としている。

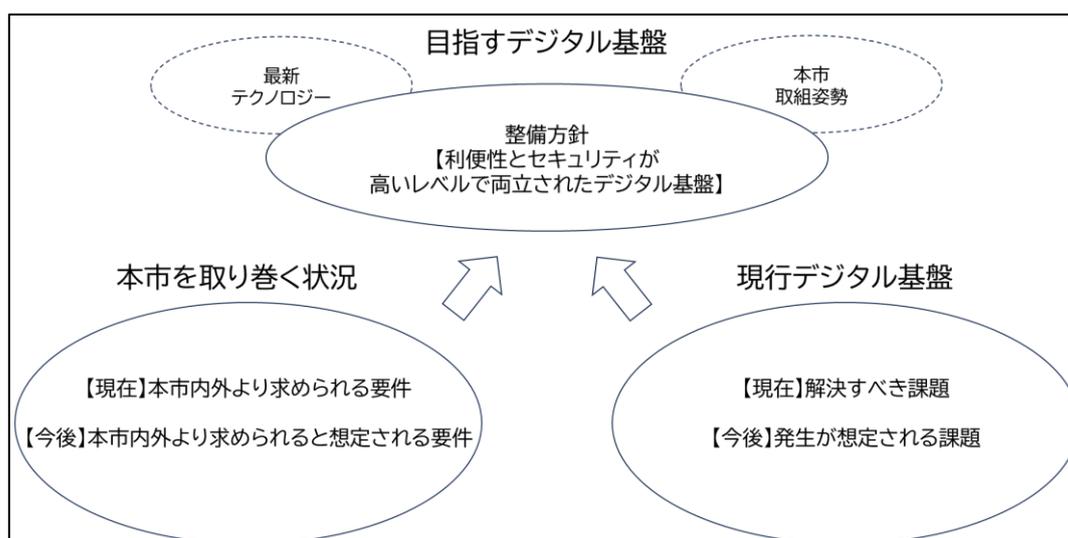


図1 目指すデジタル基盤

## 2.2 整備方針の位置付けと求める役割

### (1) これまでの整備計画における課題

これまで本市では、デジタル基盤の見直しや機能追加にあたり、まずは方針を含む整備計画を作成し、当該計画に基づいて複数年にわたる事業を行ってきた(大規模なものであれば計画から開発完了まで4~5年)。しかしながら、近年はデジタル基盤に求められるニーズやテクノロジーの変化が加速度的に速くなっており、計画策定時点で求められていたニーズやテクノロジーが実装完了時点では既に陳腐化しているなどの課題が発生している。

### (2) 課題に対する対応

上記課題への対応として、整備計画の上流となる整備方針を策定しその方針に基づき、コンパクトな計画からスピーディーに実装へつなげていくこととする。また、整備方針は適切なタイミングで見直しを行い、見直しにより方針が修正された場合は、整備計画に修正内容の確認を求め、計画に影響がある場合は修正を実施することで、実装完了時点でのギャップの低減を目指す(図2参照)。

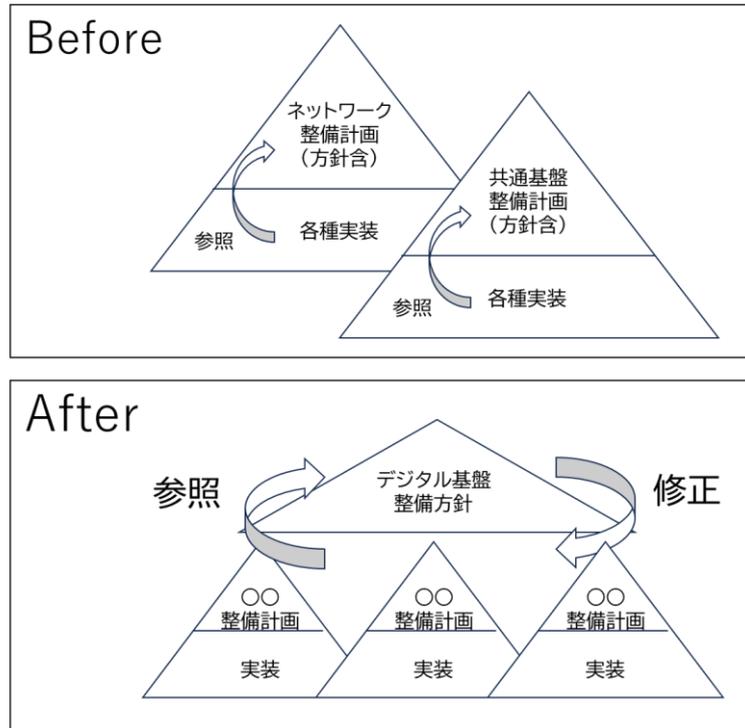


図2 整備方針等の相関図

### (3) 整備方針の役割

上記のとおり、本業務にて作成する整備方針は具体的な整備計画ではなく、本市が「利便性とセキュリティが高いレベルで両立されたデジタル基盤」を整備していくための中長期的な指針(ポリシー)であると考えており、整備方針に求める役割は次の3つである。

- ① 方針に従って具体的なデジタル基盤の実装を検討することができる。
- ② デジタル基盤の利用や運用にあたり何らかの課題が発生した際に参照することで、職員が長期的な視点で当該課題への対応の検討を行うことができる。
- ③ 業務所管部門におけるシステム導入において必要となる基盤環境について、一定想定して検討または実装しておくことで一貫した方針を示すことができる。

### (4) 整備方針の範囲

整備方針の範囲は、「本市デジタル統括室基盤担当が主体的に維持、管理する現行デジタル基盤が提供するサービス」に加えて「今後デジタル基盤としての提供が必要になる(求められる)と考えられる新たなサービス」とする(単純な現行基盤の見直しではない)。

## 2.3 本市の取り組み姿勢

整備方針の作成にあたっての本市の取り組み姿勢は次のとおりである。

### (1) 攻めのデジタル基盤

現行のデジタル基盤は、DX の取組の進捗に合わせ、必要な機能追加、改善を実施しているが、結果的に後追いになってしまっている状況であり、このままでは将来的にデジタル基盤がボトルネックとなり本市 DX の取組を阻害してしまう可能性がある。今後は定期的な整備方針の見直しにより、デジタル基盤に求められる要件を先読みし環境を整えることで、本市における DX の取組をデジタル基盤がしっかりと下支えすることができる状態をめざす。

### (2) 一般的かつシンプルなデジタル基盤

本市は、他自治体と比較して業務種別、職員数、端末数、拠点数などあらゆる点においてその規模が大きいため、次のような課題を抱えている。

#### (課題の例)

- ・ ネットワーク構成は大規模であり、機器の数も多いことから、維持更新作業等の運用管理が複雑化している。
- ・ また、端末の移設やユーザ ID の発行などの運用にあたっては、適切な管理のためには所属からの申請を必要とするなど大規模がゆえに運用フローが複雑にならざるを得ない状況となっている。

複雑化はセキュリティの面で脆弱性を生む原因となるほか、災害時の復旧を阻害してしまう可能性がある。また、今後デジタル基盤を維持管理する職員の減少が避けられないことを踏まえると、複雑化は職員の知識継承及び運用負荷にも密接する課題でもあるため、可能な限り複雑化から脱却し、一般的かつシンプルな構成と運用をめざす。

### (3) 新たな視点でのデジタル基盤

現行の大阪市デジタル基盤は、これまで当然と考えられてきた様々な行政固有の慣習や文化に合わせて構築・運用が行われてきた。方針の検討にあたっては、これまでの慣習や文化に囚われない視点での検討をめざす。

## 2.4 現行デジタル基盤概要

現行の大阪市デジタル基盤の概要については、資料2 別紙「現行デジタル基盤概要資料」のとおり。

## 2.5 現行デジタル基盤における主な課題

本市において現状認識している現行デジタル基盤の主な課題は次のとおり。なお、記載し

ている課題はあくまで主なものであり粒度も異なることから、後述のとおり受注後に改めて調査、整理を行うこと。

### 課題1 境界型のネットワーク構成

現行のデジタル基盤は総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づくβ'モデルを採用しており、インターネット接続にあたっては大阪版セキュリティアクラウドに集約を行うなど、境界型のネットワーク構成となっている。しかしながら、近年のクラウドサービスの利活用拡大や、リモートワーク等の業務環境の変化に伴い、業務データが庁内に留まらずインターネット上にて管理される場面が増えつつあり、ネットワーク内外の境界が曖昧になることでデータの管理が困難になりつつある。

また、従来の境界型のセキュリティモデルだけでは、近年の高度化したサイバー攻撃を完全に予防・防御することは困難になってきており、国においても、ゼロトラストセキュリティの導入が示唆されているほか、「三層の対策」の見直しも言及されていることから、今後の本市デジタル基盤におけるセキュリティ、認証基盤及び論理ネットワークの在り方について検討が必要となっている。

さらには今後、「都市・まち DX」を進めていく中で想定される、IoT やセンサーデバイス等を収容する新たなネットワークも含めたトポロジーの在り方についても検討しておく必要がある。

### 課題2 庁舎設備の老朽化及び増大するトラフィック

本市は本庁舎や区役所、事業所といった約400の拠点が存在しており、各拠点に本市デジタル基盤のネットワークを敷設している。各拠点におけるネットワークの維持管理が煩雑であることに加え、物理的なネットワーク設備が老朽化してきている拠点もあるなど、拠点設備の維持更新に関する課題を抱えている。また、DX の推進により、ネットワークを流れるデータ量が増大しており、将来的に拠点内(LAN)及び拠点間(WAN)におけるトラフィックの輻輳が発生することが見込まれることから、物理ネットワークの今後の在り方について検討する必要がある。

### 課題3 無線LAN環境の運用

現行デジタル基盤のうち、庁内情報ネットワークでは無線LAN環境の導入を行っており、現在約2000台のアクセスポイントを運用している。しかしながら、現行の無線LANにおいては「アクセスポイントの設置場所を天井に限定」「デジタル統括室が調達して各拠点に設置」「5年毎の機器更新」など、セキュリティに最大限配慮した運用を行っており、その運用に相当の負荷がかかっている状態である。新規設置にあたっては工事や調達を経る必要がある等、迅速な対応が困難となっていることから、セキュリティと運用のバランスに

ついて見直しが必要となっている。

#### 課題4 最適な端末環境の検討

現行デジタル基盤のうち、庁内情報ネットワークではテレワーク及びモバイルワーク推進におけるセキュリティの観点から、Thin クライアント端末と仮想デスクトップ環境(VDI)の導入を行っているが、「Fat クライアント端末と比較した際のユーザの使い勝手の悪さ」「市況による費用対効果の悪化」などの課題が発生している。また、特定の業務においてVDIでは実現が難しい高スペック端末の要望も発生しているほか、国・地方ネットワークの将来像では「1人1台のPCで効率的に業務ができ、テレワーク等の柔軟な働き方が可能」という目標が掲げられていることから、これらを踏まえた今後の端末の在り方について検討を行う必要がある。

#### 課題5 既存サービスの徹底活用

現行デジタル基盤は、初期構築以降も機能追加や見直しを行っており、庁内情報ネットワークにおけるコミュニケーション基盤として Microsoft365 の導入、EMM を活用した BYOD の許可などの取り組みを行ってきた。しかしながら、現状提供しているサービスについて各職員が十分に活用できていない状況となっている

現在本市が提供しているサービスについて活用が進まない原因を調査し、既存サービスの徹底活用を進める方法について検討する必要がある。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 履行場所

本市指定場所

※本業務を本市施設及び本市が入居する施設内で履行する場合には、原則として平日の 9:00～17:30 とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日まで)については行わないこと。

### 5 業務内容

#### 5.1 プロジェクト管理

##### (1)プロジェクト計画書の作成

業務の実施に先立ち、作業方針、役割分担、納品ドキュメント、全体スケジュール、予定作業工数内訳、会議体、セキュリティ管理方針、品質管理方針、実施体制等を取りまとめた業務プロジェクト計画書を作成し、本市の承認を受けること。また、変更が生じる場合につ

いては、事前に本市の承諾を得たうえで変更すること。

## (2)全体プロジェクト管理

受注者は、作成し承認されたプロジェクト計画書に基づき、全体プロジェクト管理を行うこと。全体プロジェクト管理を行うための様式、報告項目について、事前に本市に提示のうえ承諾を得ること。本市との打合せ時に必要となる資料作成については、委託範囲に含むものとする。

主なプロジェクト管理項目は表1のとおり。

表1 主なプロジェクト管理項目

管理項目	管理内容
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画時に定義したスケジュール(=業務委託契約書第4条に規定する「業務工程表」)に基づく進捗管理を実施すること。</li> <li>受注者は、実施スケジュールと状況の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、報告会議において本市に報告すること。</li> <li>進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。</li> <li>業務の進捗状況については、本市の求めに応じ随時作業の報告を行うこと。</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。</li> <li>品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。</li> </ul>
課題・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、本市と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。</li> <li>プロジェクト計画時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。</li> <li>受注者は、リスクが実際に発生したかどうかを監視し、リスクが実際に発生した場合には、本市に報告すること。</li> </ul>
セキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画時に定義したセキュリティ管理方針に基づくセキュリティ管理を実施すること。(課題・リスク管理と併せて管理すること)</li> <li>受注者は、各作業工程においてセキュリティ事故等の発生を未然に防ぐための管理を行い、実際にセキュリティ事故等が発生した場合には、速やかに被害を最小限に抑えるとともに、事故内容を本市に報告し、対応方法について協議すること。</li> </ul>

### (3) 定例会議の開催

定例会議として、表2のとおり会議体を設置することを想定している。会議の開催にあたっては、必要な資料を事前に本市へデータにて送付するとともに、会議時には本市が用意するモニター等に投影して説明等を実施すること。会議の開催形態(対面又はオンライン)は当該会議の内容にふさわしい形態を適時選択し、選択にあたっては事前に本市の同意を得ること。会議終了後は、会議内容を議事録に取りまとめ、その承諾を得ること。なお、規定した以外の会議が必要な場合、適宜必要な会議を開催し運営を行うこと。本市の求めに応じ、円滑な連絡調整を行い、打合せを実施すること。会議体以外に、本市、受注者との間のコミュニケーション管理(資料共有や会議開催周知等)を実施するにあたり、その管理を迅速かつ効率的に実施するうえで有効な手法等があれば、提案のうえ実施すること。

表2 会議体の設置

会議体	要素	業務内容
進捗報告会議	目的	円滑なプロジェクト推進のため、全体スケジュールに対する進捗管理を行うとともに、本業務の全体プロジェクト管理の中で生じた課題について取りまとめ、それらの内容を報告する。 プロジェクト計画書に変更が必要となる場合の判断を行う。
	参加者	本市 : デジタル統括室基盤担当(基盤企画グループ) 受注者 : 業務責任者(契約書第19条)、実務担当者
	開催頻度	月1回1時間程度開催。詳細は本市との協議のうえ決定する。
検討会議	目的	本業務の具体検討や、本業務を実施する中で生じた課題解決に向けた具体検討等を行う。
	参加者	本市 : デジタル統括室基盤担当(基盤企画グループ) 受注者 : 実務担当者
	開催頻度	受注者の提案により開催。週1回2時間程度の開催を想定。詳細は本市との協議のうえ決定する。

### (4) 業務完了報告書の作成

本業務終了後直ちに、業務実績、内容説明等が記載された業務完了報告書(任意様式)を作成し、本市の承認を受けること。

## 5.2 整備方針の構成案及び管理運営プロセス案の作成

整備方針に求められる役割を踏まえ、専門家としての経験と実績を生かした検討を行い、整備方針の構成案について提案を行うこと。特に次の観点は重要と考えているため、注意

すること。

・効果や必要性、根拠の提示

作成した整備方針に従って事業を進めるにあたり、本市内外に対して当該事業の説明を行うことができるよう、方針においてその効果や必要性、根拠を記載すること。

・実現可能性及び実行リスクの評価

作成した整備方針の実効性を担保する観点から、その実現可能性の評価も含め内容の検討を行うこと。また、整備方針は今後の本市デジタル基盤の将来を背負う重要な方針であることから、本市が正しくリスクを認識できるよう、整備方針に基づき事業を進めるにあたって想定されるリスクについて適切に評価・記載すること。

本方針は適切なタイミングでの見直しを行ったうえで長期間利用を続けていくことを想定していることから、課題、ニーズ、テクノロジーの変化、本市内外の動向を今後どのようにリサーチ、モニタリング、評価したうえで方針へ反映するのかといった手法や見直しにあたってのフロー等の管理運営プロセス案についても合わせて検討し提案を行うこと。

なお、整備方針の中身の検討に入る前に、作成した構成案及び管理運営プロセスについて本市の同意を得るなど、手戻りを避けるための方策を検討すること。構成案及び管理運営プロセスの確定にあたり、デジタル統括室長(本市 CDO 補佐監/CIO/CISO)への説明を行うためその対応を行うこと。

### 5.3 現行デジタル基盤の調査

整備方針を検討するにあたって必要となる、現行デジタル基盤の機能・運用・セキュリティに関する課題について、調査・整理を行うこと。調査にあたり本市として次のような手段を提供するが、その他有効な手法等があれば、提案すること。

(1)現行デジタル基盤運用・保守事業者や、本市デジタル基盤の運用保守を担当する職員等へのアンケートや聞きとり。

(2)現行デジタル基盤の設計書等の提供(本業務終了後、返却すること。)

### 5.4 デジタル基盤に関する最新動向調査

整備方針を検討するにあたって必要となる、国や他の地方公共団体、民間における最新動向やサービスの導入実績、各種デジタル技術の動向や関連情報の収集等の調査など、本市にとって有益と考えられる情報について調査を行うこと。

また、自治体のネットワークにおける国の検討状況や今後の見込み、本市における DX の取り組みなど、本市を取り巻く状況についても調査し、方針検討の材料とすること。

本業務を遂行するにあたり、受注者として理解しておくべきと考えるドキュメントは次のとおり。すべてのドキュメントは国または本市ホームページ(大阪市例規データベースを含む)

に掲載されているため参照すること。

#### 国・省庁におけるドキュメント

デジタル社会の実現に向けた重点計画

国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

#### 本市ドキュメント

Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～

Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略アクションプラン～

大阪市バックオフィス DX グランドデザイン

大阪市情報セキュリティ管理規定

大阪市情報セキュリティ対策基準

大阪市 DX の推進に関する規程

「大阪市 DX の推進に関する規程」の施行に関する実施要領

大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程

「大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程」の施行に関する実施要領

### 5.5 整備方針の作成

本市の同意を得た構成案及び管理運営プロセス及び、各種調査結果を踏まえ、整備方針を作成すること。作成中も適切なタイミングで本市へレビューを行うこと。また、完成にあたってはデジタル統括室長(本市 CDO 補佐監/CIO/CISO)への説明を行うことから対応すること。

### 5.6 新たに発生する課題に対する伴走支援

本市における DX の取り組み等を発端に随時発生するデジタル基盤の課題について、本市からの依頼に基づき調査、解説、助言・提案等の支援を行うこと。また、当該課題が整備方針に影響しないかを都度判断し、影響する場合は整備方針へ反映を行うこと。なお、本項における支援については、継続的な案件ではなく、月1件程度を想定している。

## 6 本業務における実施体制

### 6.1 業務責任者

業務責任者は、受注者と直接的な雇用関係にある者であること。業務責任者は本業務の進捗及び品質等を統括すること。業務責任者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・ 令和 2 年度以降に、国または地方公共団体において、デジタル基盤又はネットワーク基盤の構築(新規もしくは再構築)にかかる方針検討又はグラウンドデザイン作成に係るプロジェクト管理支援業務を実施した実績を有すること。
- ・ (独)情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格(プロジェクトマネージャ)を有すること。
- ・ 米国プロジェクトマネジメント協会が認定する PMP(Project Management Professional)試験合格による資格を有すること。

## 6.2 実務担当者

本業務を担当する実務担当者の内 1 名は、(独)情報処理推進機構が定める共通キャリア・スキルフレームワークの IT スキル標準におけるレベル4のスキルレベル程度以上のネットワークや情報システムにおけるハードウェア及びソフトウェア、回線、運用面など、専門的な知識及び経験を有することが望ましい。

## 7 実施スケジュール(想定)

本市が想定する事業スケジュールは次のとおり。



## 8 成果物

### 8.1 成果物の納品

本業務において納入する成果物は別表のとおりであり、「5 業務内容」を一読の上作成すること。受注者は、各納入予定時期を目安として、本市職員と調整の上で決定した納入時期までに、各成果物を納入すること。なお、成果物の作成にあたっては、次の事項について留意すること。

- ・ 成果物は日本語で作成すること。ただし、英字で表記されることが一般的な文言についてはそのまま記載しても構わない。
- ・ 成果物の形態は、原則として、電磁的記録媒体(CD-R 等の記録媒体)2 部(正・副)とする。電磁的記録媒体による成果物は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint(バージョン 2016 以上)のいずれかで編集可能なファイル形式及び PDF 形式で作成すること。

- ・ 電子データについては、成果品納品時点で最新のウィルスに対応したウィルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウィルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示すること。
- ・ 紙媒体の用紙サイズは A4 を原則とする。図表等を大きく見せる場合は A3 でもよいが、見開き可能な A4 サイズに折り畳むこと。
- ・ 納品場所は、「4 履行場所」と同じ。

## 8.2 検査と支払い

### (1)検査の実施

契約書第 36 条及び第 38 条に規定する検査の実施にあたっては、本市と受注者が別途協議のうえ、成果物の受け入れの基準となる検査項目、検査方法等の必要な事項を定め、本市と受注者の立会いのうえ、納品場所において納品物の受け入れを行うための検査を行い合否判定するものとする。

検査の結果、内容について修正・追加等の指示を行った場合には、速やかに対応し、再納入後、合格したと判断したときに検収完了とする。

### (2)委託料の支払い

検査の合格をもって支払うものとする。

## 9 守秘義務

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。

- (1)事業者は、何人に対しても、契約期間中、または契約期間終了後を問わず、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2)本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに返却すること。
- (3)本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、本市の許可なく複写または複製してはならない。なお、提供された資料のうち、個人情報保護に関わるもの及び本市の情報セキュリティに関わるものは、施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること。
- (4)本業務に関するデータについては、契約期間終了後、事業者において完全に消去すること。

## 10 再委託について

- (1)契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、「業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等」をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3)受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えること若しくは再委託金額を明らかにできないことがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5)受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 11 その他

- (1)本業務の委託範囲は、本仕様書に記載する業務及びそれに付帯する作業を全て含むものとする。
- (2)本業務の実施にあたっては、契約書・仕様書に基づき誠実に実施すること。なお、実施にあたり、積極的な提案及び本市職員との議論などの取り組みを期待する。
- (3)仕様の詳細については、本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。協議により確認した内容や重要事項については、必要に応じて協議録を作成すること。
- (4)本業務の実施にあたっての必要経費及びその他調査に関する経費は、委託範囲に含む。
- (5)本業務の実施にあたり、必要となるその他事項については、本市と受注者において、別途協議して定める。

## 12 担当

大阪市デジタル統括室基盤担当

大阪市西区立売堀4丁目10番18号(大阪市阿波座センタービル4階)

電話番号:06-6543-7117

E-mail:bb0012@city.osaka.lg.jp

(別表)

No.	業務内容	成果物名称	納入予定時期
1	プロジェクト管理	・プロジェクト計画書	契約締結後 10日以内
		・進捗報告書 ・定例会議資料 ・課題管理表	会議開催日前日迄
		・定例会議議事録	会議後 5営業日以内
		・業務完了報告書	業務完了後 5営業日以内
2	整備方針の作成	・大阪市デジタル基盤整備構成案 ・大阪市デジタル基盤整備方針管理運営ドキュメント案	委託期間満了の3 か月前迄
		・各種調査業務報告書 ・大阪市デジタル基盤整備方針 ・大阪市デジタル基盤整備方針管理運営ドキュメント ・伴走支援対応業務一覧及び対応結果報告書	委託期間満了迄
3	その他	・その他付帯業務に関連する報告書	随時